

『地方創生』に関する金庫内体制について

平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、各地方公共団体は、地方版総合戦略を策定していくことが求められております。

当金庫では、地域金融機関として各地方公共団体に対して円滑に情報提供・分析・提案等を行うと共に、地域企業に対して当金庫が持つ専門知識・情報・ネットワーク等を活かしたコンサルティング機能を積極的に発揮することで、地域活性化に貢献してまいります。

記

1. 実施日 2019年4月1日

2. 金庫体制

区分	名称	責任者・担当者	役割
本部	地方創生統括責任者	地域産業創生部 担当役員	地方創生に関する戦略の立案、各種施策の企画・立案・実行を統括し、各種施策実行に関する金庫内外の調整責任を担う。
	地方創生担当部	地域産業創生部	地方創生に関する担当部として、金庫内外の情報収集及び調査を行い、各種施策の企画・立案・実行を担う。 地公体担当者や各店の地方創生窓口と情報連携を図り、金庫内外の調整を行う。 併せて、地公体・外部関連機関の取組施策・情報を営業店に提供すると共に、営業店からの地方創生に関する取引先情報を収集し、金庫の各種施策に反映させる。
営業店	地方創生窓口責任者	各営業店	地方創生窓口として、地方創生に関する情報を収集し、本部への情報連携を行う。

以上